

## 平成 2 2 年第 1 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 2 年 3 月 1 6 日（火）午前 1 0 時 2 0 分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
一般質問答弁留保分
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 財産の取得について（岩盤浴設備購入）
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 財産の取得について（備品購入）
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 8 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度遠軽町一般会計予算  
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 9 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算  
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 0 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度遠軽町老人保健特別会計予算  
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 1 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算  
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 2 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度遠軽町介護保険特別会計予算  
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 3 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算  
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 4 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算  
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 5 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算  
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 6 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度遠軽町水道事業会計予算

《平成 2 2 年 3 月 1 6 日》

(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)

- 日程第47 意見案第1号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書
- 日程第48 意見案第2号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書
- 日程第49 意見案第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
- 日程第50 意見案第4号 酪農畜産政策・価格対策に関する意見書
- 日程第51 意見案第5号 児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書
- 日程第52 議員派遣について

◎出席議員(17名)

議長	18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
	2番	今村則康君	3番	清野嘉之君
	4番	林照雄君	5番	黒坂貴行君
	6番	松田良一君	7番	岩上孝義君
	8番	山田和夫君	9番	岩澤武征君
	10番	杉本信一君	11番	山谷敬二君
	12番	高橋眞千子君	13番	荒井範明君
	14番	阿部君枝君	15番	奥田稔君
	16番	高橋義詔君		

◎欠席議員(1名)

1番 石田通行君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	秋保利勝君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	佐藤優君
民生部長	川内岩夫君	経済部長	坂東耕自君
経済部技監	松井雅弘君	総務部次長	藤江敏博君
情報管財課長	岩山靖彦君	企画課長	加藤俊之君
財政課長	太田守君	ジオパーク推進課長	高橋義久君
保健福祉課長	寒河江陽一君	保健福祉課参事	得能實君

《平成22年3月16日》

住民生活課長	小野寺 健 君	税 務 課 長	鈴 木 光 男 君
保 育 課 長	安 江 陽一郎 君	農政林務課長	村 本 秀 敏 君
商工観光課長	大河原 忠 宏 君	建 設 課 長	中川原 英 明 君
建 設 課 参 事	山 本 善 宏 君	水 道 課 参 事	岸 野 博 美 君
会 計 管 理 者	松 本 妙 子 君	生田原総合支所支所長	高 嶋 朝 雄 君
丸瀬布総合支所支所長	高 橋 秀 視 君	白滝総合支所支所長	磯 貝 勝 幸 君
生田原総合支所産業課長	石 川 弘 美 君	教 育 課 長	河 原 英 男 君
教 育 部 長	橋 本 健 一 君	総 務 課 長	松 橋 行 雄 君
総 務 課 参 事	渡 辺 喜代則 君	社会体育課長	織 田 政 幸 君
図 書 館 長	佐 川 哲 史 君	選挙管理委員会事務局長	吉 田 博 之 君
監査委員事務局長	吉 田 博 之 君	農業委員会事務局長	森 田 英 俊 君

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	伯 谷 正 明 君	庶務・議事担当係長	中川原 孝 子 君
事 務 局 参 事	池 田 博 利 君	庶務・議事担当主任	梶 田 淳 一 君

《平成22年3月16日》

《平成 2 2 年 3 月 1 6 日》

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。石田議員より、欠席の届け出があります。杉本議員より、おくれる旨の届け出があります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問答弁留保分

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員の一般質問の答弁保留部分について、答弁してください。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋行雄君） 岩澤議員の、全国学力学習状況調査についての一般質問の中で、北海道教育委員会から、抽出校から漏れた学校についても、参加希望校として調査に加わるよう働きかけの文書がなかったかとの御質問をいただいたところでございますが、その際回答できませんでしたので、ただいま回答させていただきます。

北海道教育庁学校教育局義務教育課長から、平成22年1月7日付で、調査への協力及び希望利用についての照会文書が発せられまして、本町では、1月8日に受け付けしております。

以上であります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、岩上議員、高橋義詔議員を指名いたします。

---

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

◎日程第33 議案第29号及び日程第34 議案第30号

○議長（前田篤秀君） 日程第33 議案第29号財産の取得について（岩盤浴設備購入）、日程第34 議案第30号財産の取得について（備品購入）、以上、議案2件を、

関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順より提出者の説明を求めます。

石川生田原産業課長。

○生田原総合支所産業課長（石川弘美君） 議案第29号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、平成21年度生田原コミュニティセンター「ノースキング」岩盤浴設備の購入であります。

2、取得する財産は、岩盤浴設備一式であります。

3、取得の方法は随意契約であります。

4、取得価格は1,036万1,400円であります。

5、取得の相手方は、遠軽町生田原871番地4、株式会社生田原振興公社代表取締役阿部満であります。

なお、株式会社生田原振興公社とは、平成22年3月12日に仮契約を締結しております。

次に、岩盤浴設備の内容について、別冊の資料により御説明いたしますのでごらん願います。

1ページは、ノースキングの1階平面図でありまして、黒い実線の箇所が岩盤浴設備であります。

次のページをごらん願います。岩盤浴設備の平面図でありまして、床面積は53.52平方メートルで、男性用岩盤浴室は3名、女性用岩盤浴室は7名が入浴できる設備であります。

次のページをごらん願います。取得する岩盤浴設備の内容でありまして、内装仕上げ、床暖房設備、電気設備、音響設備、ラジウム鉱石岩盤、ほかに、洗面台及びロッカーなどの附帯設備一式であります。

続きまして、議案第30号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。

1、取得の目的は、平成21年度生田原コミュニティセンター「ノースキング」備品の購入であります。

○議長（前田篤秀君） 杉本議員が出席しました。

○生田原総合支所産業課長（石川弘美君） 2、取得する財産は別紙のとおりであります。取得する備品について御説明いたしますので、別紙をごらん願います。

購入する備品であります。客室用寝具からインターネット宿泊予約システムまでの111物件であります。

《平成22年3月16日》

議案に戻りまして、3、取得の方法は随意契約であります。

4、取得価格は1,749万4,050円であります。

5、取得の相手方は、遠軽町生田原871番地4、株式会社生田原振興公社代表取締役阿部満であります。

なお、株式会社生田原振興公社とは、平成22年3月12日に仮契約を締結しております。

また、関連がございますので、ちゃちゃワールド館内にあります備品の購入につきましては、平成22年3月12日に、取得価格121万6,950円で、株式会社生田原振興公社と契約を締結しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。質疑は各案件ごとに行います。

これより、議案第29号財産の取得について（岩盤浴設備購入）の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号財産の取得について（備品購入）の質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） ノースキング備品の購入について1点だけお伺いをしたいと思っておりますけれども、備品のリストによりますと、備品の3ページ、88、89、91番に、油彩、水彩、版画とありますけれども、こういった品物は、普通の減価償却対象物件とは異なって、これ自体で値があるという、いわば投機的な商品ですよね、値上がりを期待するという意味での投機的な商品とも言えるので、この場合、美術年鑑か何かで値段を調べると、できのいいものについては号幾らという、例えば30万円とか50万円と値段がつく場合もありますので、そうすると、相当な金額になると思います。この作品を私は見ていないので、どういう作品かわかりませんが、場合によっては、公社のほうから遠軽町に対する寄贈ということにはなりませんか、その辺の見解は大丈夫でしょうかね。

○議長（前田篤秀君） 石川産業課長。

○生田原総合支所産業課長（石川弘美君） お答えいたします。

絵画等の取り扱いの御質問かと思っておりますけれども、購入するのは遠軽町ということで、備品として購入するというので決定をしたことで、備品として今回この中に整理をして購入をしたということでございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） この補正予算が上がったときに、私、たまたま所用で欠席しておりまして申しわけなかったのですが、絵画を備品とするという見解では異論はなかったのでしょうか。

《平成22年3月16日》

○議長（前田篤秀君） 石川課長。

○生田原総合支所産業課長（石川弘美君） 絵画の、財産の区分といたしますか、それにつきましては、いろいろ調べてみたのですけれども、遠軽町の一応財務規則等も照らし合わせて考えてはみたのですけれども、実は遠軽町の財務規則には、いわゆる絵画の規定というのはございませんでした。それで、いろいろ調べてみたのですけれども、都道府県の調べた結果なのですから、一応、都道府県での一応の判断として、この絵画、その中で表現は、漢字で計画の「画」、いわゆる図画の「画」としか書いていないのですけれども、それは備品として分類されているということで、そういうことで、私どもも備品ということで整理をいたしました。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第30号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第29号財産の取得について（岩盤浴設備購入）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号財産の取得について（備品購入）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第35 議案第31号から日程第37 議案第33号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第35 議案第31号平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）、日程第36 議案第32号平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第37 議案第33号平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上、議案3件は関連がありますので一括して議題といたします。

上程の順より提出者の説明を求めます。

太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第31号平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

《平成22年3月16日》



平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,131万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億2,917万円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

繰越明許費の補正につきましては、第2表、繰越明許費補正により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

10款地方交付税につきましては、505万7,000円を減額し、総額を71億9,461万2,000円とするものであります。1項同額であります。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に4,028万7,000円を追加し、総額を15億872万2,000円とするものであります。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に608万9,000円を追加し、総額を4億6,092万円とするものであります。

これによりまして、歳入合計140億8,785万1,000円に4,131万9,000円を追加し、総額を141億2,917万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。2ページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3,320万円を追加し、総額を39億3,296万3,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に811万9,000円を追加し、総額を18億5,846万3,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計140億8,785万1,000円に4,131万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の141億2,917万円とするものであります。

次に、第2表、繰越明許費補正について御説明いたします。

繰越明許費の変更につきましては、平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第8号）により議決されました、2款総務費1項総務管理費、地域活性化・きめ細かな対策事業は、平成21年度国補正予算第2号に係る地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第2次配分が遠軽町に交付されることに伴い、補正後3億1,763万3,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。9ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費18目地域活性化・きめ細かな対策費、地域活性化・きめ細かな対策事業3,320万円につきましては、平成21年度国補正予算第2号に係る地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第2次配分が遠軽町に交付されることに伴う地域活性化対策工事の追加であります。なお、全額を繰越明許費とするものであります。事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

《平成22年3月16日》

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、後期高齢者医療事業 8 1 1 万 9, 0 0 0 円につきましては、保険基盤安定拠出金の変更決定に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。戻りまして、7 ページをお開き願います。

2、歳入。

1 0 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 5 0 5 万 7, 0 0 0 円につきましては、普通交付税の減額であります。

1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 4, 0 2 8 万 7, 0 0 0 円につきましては、平成 2 1 年度国補正予算第 2 号に係る地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第 2 次配分を見込むものであります。

1 5 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費道負担金 6 0 8 万 9, 0 0 0 円につきましては、後期高齢者医療基盤安定拠出金負担金の変更決定に伴う追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案 1 0 ページをお開き願いたいと思います。

地域活性化・きめ細かな対策事業について御説明申し上げたいと思います。

平成 2 1 年度遠軽町一般会計補正予算（第 8 号）などにおきまして、地域活性化・きめ細かな対策事業として遠軽町に第 1 次交付限度額といたしまして 2 億 5, 3 9 1 万 5, 0 0 0 円を財源といたしました、総額 3 億 2 4 3 万 3, 0 0 0 円の補正予算の議決をいただいたところですが、今回、第 2 次交付限度額といたしまして、国より 4, 0 2 8 万 7, 0 0 0 円の追加の内示がありました。第 1 次交付金と合わせまして、総額 2 億 9, 4 2 0 万 2, 0 0 0 円の交付額となります。この追加交付金を財源に、趣旨に沿った地域活性化・きめ細かな対策事業といたしまして、3, 3 2 0 万円の計上でございます。全額、繰越明許を予定してございます。

事業の内容につきましては、お手元にお配りしております平成 2 1 年度遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）に関する資料、地域活性化・きめ細かな対策事業により御説明をいたしたいと思います。1 ページをお開き願いたいと思います。

工事請負費で、1 番、遠軽地域末広団地物置改修工事から、6 番の丸瀬布森林公園いこの森ゴーカート場テント改修工事、6 事業、合計 3, 3 2 0 万円でございます。

2 ページにつきましては、遠軽地域で実施いたします遠軽地域末広団地物置改修工事ほか 2 事業の位置を示したものでございます。事業名につきましては、右下凡例をごらんいただきたいと思います。

3 ページにつきましては、生田原地域で実施いたします生田原小学校高圧受電設備改修工事の位置図でございます。

4 ページにつきましては、丸瀬布地域で実施いたします丸瀬布源泉管理記録機器改修工事ほか 1 事業の位置図でございます。

《平成 2 2 年 3 月 1 6 日》

今回の追加によりまして、地域活性化・きめ細かな対策事業といたしまして、3,320万円の事業を追加、総額で3億3,563万3,000円の補正額となりまして、交付金2億9,420万2,000円を充当し、差額は一般財源となります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺 健君） 議案第32号平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,098万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,709万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により説明をいたします。国保の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

10款繰越金は1,098万8,000円を追加し、総額を8,652万4,000円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計27億1,610万6,000円に1,098万8,000円を追加し、総額を27億2,709万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明をいたします。国保の2ページをお開き願います。

2、歳出。

10款諸支出金は1,098万8,000円を追加し、総額を8,816万4,000円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計27億1,610万6,000円に1,098万8,000円を追加し、総額を27億2,709万4,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から説明をいたします。国保の8ページをお開き願います。

3、歳出。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金1,098万8,000円の追加は、平成20年度分療養給付費等国庫負担金の額確定に伴う返還金の追加です。

戻りまして6ページをお開き願います。

2、歳入。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金に1,098万8,000円の追加となります。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第33号平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定

の予算の総額に歳入歳出それぞれ811万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,028万1,000円とするものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により説明をいたします。後期の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金は811万9,000円を追加し、総額を7,768万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計2億4,216万2,000円に811万9,000円を追加し、総額を2億5,028万1,000円とするものです。

次に、歳出について説明をいたします。後期の2ページをお開き願います。

2、歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は811万9,000円を追加し、総額を2億4,615万5,000円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計2億4,216万2,000円に811万9,000円を追加し、総額を2億5,028万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略し、3、歳出から説明をいたします。後期の8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金5目後期高齢者医療広域連合納付金811万9,000円の追加は、後期高齢者広域連合への保険基盤安定負担金の額確定に伴う追加です。

戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は811万9,000円の追加は、保険基盤安定負担金の公費負担額の確定に伴う繰入金の追加でございます。

以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案3件の質疑を行います。質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第31号平成21年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、11ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。10款地方交付税、7ページから8

ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 15款道支出金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表繰越明許費補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

10款諸支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。10款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。3款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第33号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案3件を採決いたします。採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

議案第31号平成21年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成21年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

《平成22年3月16日》

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成21年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第38 議案第20号から日程第46 議案第28号まで

○議長(前田篤秀君) 新年度予算、本会議採決、日程第38 議案第20号平成22年度遠軽町一般会計予算、日程第39 議案第21号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第40 議案第22号平成22年度遠軽町老人保健特別会計予算、日程第41 議案第23号平成22年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第42 議案第24号平成22年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第43 議案第25号平成22年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算、日程第44 議案第26号平成22年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算、日程第45 議案第27号平成22年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算、日程第46 議案第28号平成22年度遠軽町水道事業特別会計予算、以上、議案9件を一括議題といたします。

付託いたしました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋眞千子委員長。

○予算審査特別委員長(高橋眞千子君) ー登壇ー

平成22年度遠軽町各会計予算にかかわる特別委員長の報告をいたします。

平成22年度遠軽町一般会計予算外8件につきましては、22年第1回遠軽町議会定例会において予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をしてまいりました。

審査に当たりましては、理事者を初め関係部課長等により詳細に説明をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査いたしました結果につきまして御報告いたします。

審査結果につきましては、議案第20号平成22年度遠軽町一般会計予算から議案第28号平成22年度遠軽町水道事業会計予算までの付託議案9件を、全会一致をもって、原案のとおり可とすることに決定したところであります。

次に、平成22年度予算の考え方と審査の概要について申し上げます。

現在、日本の経済は底を打ったと言われますが、海外経済の改善など、景気の持ち直し

《平成22年3月16日》

が期待されていますが、景気が回復しているわけではなく、雇用調整や雇用状況の悪化に伴う所得の減少により、国民の生活はより苦しくなっております。

国政におきましては、新政権の発足により、平成22年度予算編成の方針において、マニフェストに従い、新規施策を実現するため、予算の組みかえや行政刷新会議による事業仕分けにより、新たな財源を生みだそうとしております。また、国民主権のもと、コンクリートから人への転換、地域経済を下支えし、地域の持続的な雇用確保、財政力の弱い自治体への対応などを模索しております。

一方、本町の財政状況を見ますと、歳入につきましては、基幹となるべき町税収入は税源移譲により底上げが図られたものの、景気の低迷により地方交付税の原資ともなる法人税、所得税等の減収が、今後の地方交付税を含む一般財源の確保を不透明にしております。歳出につきましては、過去の建設事業等に充てた債務等が公共下水道等の特別会計を含めると、約304億円にもなっており、その債務の償還が将来にわたって財政を圧迫します。

地方交付税に臨時財政対策債を加えた額は80億3,000万円ですが、前年度当初比1億9,700万円の増額を見込んでいますが、その要因は、臨時財政対策債が前年度当初比3億7,700万円の増額によるものであります。

歳出では、公債比の償還額は、本年度22億9,331万円で、前年度当初比9億7,128万8,000円の減額であります。一般会計の投資的経費につきましては、北2丁目団地公営住宅新築工事、遠軽小学校移転改修工事、生田原地域定住促進住宅一括繰上償還等により増額がされております。また、事業別予算では、安全安心な町づくり、保健福祉、生活環境、産業、商工業、観光の振興、道路網や教育環境の整備など、町民にとって重要かつ必要なものが予算措置されているところであります。

これからも地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを確立するためには、事務事業のさらなる見直しや行財政改革を推進するとともに、歳出の抑制と事業の緊急度、優先度を勘案して進め、歳入でも自主財源の積極的な確保策を講じるなど、国、地方を含めて極めて厳しい財政状況にありますが、持続可能な財政への転換と住みよい町づくりに全力で取り組んでいただくことを申し上げる次第であります。

次に、各会計予算につきまして、審査の経過と質疑の主なものについて申し上げます。

初めに、議案第20号平成22年度遠軽町一般会計予算について簡潔に申し上げます。

歳出について申し上げます。

2款総務費の職員研修につきましては、職員のスキルアップはもちろん、遠軽町の振興発展のため、外部講師による研修の検討を願うものであります。

4款衛生費につきましては、ごみの不法投棄が多く見受けられることから、防止策として一層の啓蒙活動を推進すべきであります。

6款農業費につきましては、農業振興公社への補助金の執行に当たって、十分精査し、適正に運用すべきであります。

《平成22年3月16日》

7款商工費は、企業振興促進条例の内容につきまして、今後、見直し、検討すべきであります。

8款土木費につきましては、教育費の中でも質疑がございましたが、建設事業にかかわる設計委託につきまして、職員で設計可能なものは職員で対応するよう、十分な検討を願うものであります。

10款教育費につきましては、教育施設の休館日、利用時間の延長につきまして、住民サービス向上の観点からさらなる検討を願うものです。

次に、議案第21号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計から議案第28号平成22年度遠軽町水道事業会計予算までの8件について、簡潔に申し上げます。

各特別会計予算及び水道事業会計予算につきましては、事項別明細書に基づき、各款ごとに歳入歳出予算額を慎重に審査したところ、事務事業の執行に要する所要額が正確に予算措置されているものと認識しているところであります。

以上、予算審査の経過と質疑の主なものについて申し上げますが、そのほかにも各委員から多くの事項について意見や提言を申し上げますので、その意を十分御理解いただき、今後の町政運動に生かしていただきたいものと存じます。

以上をもちまして、平成22年度遠軽町各会計予算に関する審査報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案9件の採決をいたします。

採決は、上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第20号平成22年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成22年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成22年度遠軽町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成22年3月16日》



したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号平成 22 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号平成 22 年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号平成 22 年度遠軽町簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号平成 22 年度遠軽町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号平成 22 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号平成 22 年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

《平成 22 年 3 月 16 日》

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時17分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

#### ◎日程第47 意見案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第47 意見案第1号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田議員。

○8番(山田和夫君) —登壇—

意見案第1号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書について読み上げ、提案をさせていただき、議員各位の御賛同を賜りたい、このように思います。

まず、意見書の中で訂正をしていただきたい部分がございますので、まことに申しわけございませんが、御訂正をお願いを申し上げます。

上から27列目並びに28列目、「市民事業」とか「市民主体の」というのがありますが、遠軽町が提出をするものですから、「市民」を「町民」に書きかえていただきたく、まず冒頭お願いを申し上げます。日本国内全体で言えば、国民、あるいは市民、町民、いろいろ呼び方ありますが、そういったことで御理解を賜りたいというふうに思います。

まず、現在の日本社会は、年金、医療、福祉などの基本的な社会制度は疲弊をし、グローバル化によります国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、ワーキングプアでありますとかネットカフェ難民、偽装派遣請負などに象徴されるような、働いても十分な生活が維持ができない、働きたくても働く場所がないなど、困難を抱える人々が増大をし、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増している現状にございます。

このような中、地域の問題はみずからの地域で解決をしようということで、NPO法人やボランティア団体、協同組合、自治会など、さまざまな非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指して活動をしてございます。これらの一つであります協同労働の協同組合は、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す

《平成22年3月16日》

活動を今日まで30年以上にわたって続けているものであります。この協同労働の協同組合は、働くものが出資をし合い、出資した全員参加が経営に参画をするという形で仕事を行う組織であります。国内では、ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、10万人以上の方々が、この協同労働という働き方で、20年、30年という長い歴史の中で働いた経緯がございます。

その中で、自分たちの働き方に見合った法人格を取得したい、あるいは、労働者としての法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしいという法的整備を求めて今日まで活動をまいりました。

世界の主要国におきましても、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい生き方、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備をしてきております。

日本におきましても、協同労働の協同組合の法制化を求める取り組みが広がり、1万を超える団体が、この法制度下に賛同してございます。また、国会では、坂口力元厚生労働大臣を会長とし、超党派におけます国会議員の方々による協同出資、協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟が発足をしております。民主党では鳩山由紀夫衆議院議員、共産党では紙智子参議院議員、みんなの党では川田龍平参議院議員、社民党では福島瑞穂参議院議員、新党日本では田中康夫衆議院議員、自民党では中川秀直衆議院議員、国民新党では下地幹郎衆議院議員など、すべての党派を超えた、こういった組織がつくられ、議員連盟が立ち上がって法制化の検討が始まってございます。

だれもが希望と誇りを持って働く仕事を通じて、安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、町民事業によります町民主体の町づくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事を興し、社会に参加する道を開くものと考えております。

したがいまして、国においては、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、協同労働の協同組合法の速やかな制定を求めるものでございます。

提案をいたしております私も、この問題について詳しくはわかりません。冊子などを読ませていただいて、つけ焼き刃でこの提案をするに至りました。ぜひ議員の皆様方にもその辺を参酌をしていただき、北海道内では北海道議会を初め20の市、23の町、五つの村で既に採択をされているこれらの状況をかながみながら、御賛同賜りますことを心からお願いを申し上げ、提案にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

《平成22年3月16日》

これより、意見案第1号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について裁決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

#### ◎日程第48 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第48 意見案第2号食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松田議員。

○19番（松田良一君）－登壇－

意見案第2号食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書について、読み上げまして提案いたします。

国は、平成22年度農業関係の予算編成において、戸別所得補償制度のモデル対策費に重点配分する一方で、農業農村整備事業費（土地改良事業費）を大幅に削減しました。

農業農村整備事業の予算の縮減は、今後、地域の要望に即した排水対策や土層改良、区画整理などの農地整備や、農業用水を安定的に確保するなどの農業水利施設の計画的な更新・整備に深刻な影響を与えることとなり、本道農業の生産性が低下していくことは明かであり、そして、このことは、我が国の食料自給力をさらに低下させるなど、国民全体の不利益にもつながると危惧します。

昨年、本地域は、多雨や低温、日照不足等の影響で、多くの農産物に被害が発生しましたが、被害実態の把握などの圃場調査を行った北海道農政部は、基盤整備を実施した圃場では、収量の減少や品質の低下が大きく抑制されるとともに、適期作業による農産物の安定生産に貢献していることなどの基盤整備の有効性に関する調査報告をまとめたところがあります。本地域における農業生産基盤整備の重要性を改めて確認しました。

今後とも、地域農業・農村が持続的に発展し、安全・安心な食料を国民に安定的に供給する役割を担っていくために、食料供給力の確保に必要な農地や農業水利施設の整備を継続的かつ安定的に実施することが不可欠であります。

よって、農業者からの申請に基づいて進められる食料供給力の確保に必要な生産基盤整備の促進について、我々は総意として次の事項の実現を図られるよう強く要望いたします。

一つ、地域の要望に即した、農地や農業水利施設などの生産基盤整備の着実な推進に必要な予算枠を確保すること。

《平成22年3月16日》

2番目に、生産基盤整備の効果的、効率的な促進を図るため、圃場条件に合った弾力的な整備やコストの縮減、地元負担の軽減について配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出します。

平成22年3月16日。北海道遠軽町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、北海道知事であります。

議員の皆さんの御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第2号食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書についてを裁決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

#### ◎日程第49 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第49 意見案第3号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君）－登壇－

意見案第3号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について、読み上げて提案をさせていただきます。

「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ」、この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びでございます。米国のオバマ大統領がプラハで核廃絶の演説以降、核兵器のない世界に向けての国際的な機運が高まりつつありますが、核兵器はいまだに世界に約2万1,000発も存在し、核兵器の脅威から人々は解放されておられません。

2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質的な合意ができず、核軍縮はもとより、核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しております。

アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有国5カ国に加え、NPT未加盟

《平成22年3月16日》

のインド、パキスタンが核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル核兵器開発につながるウランを濃縮拡大するイラン、核実験を行った北朝鮮の動向などは、核不拡散体制そのものが崩壊寸前に追い込まれております。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開催される核拡散防止条約再検討会議に向けて、実効性のある核兵器廃絶の合意がなされるよう、核軍縮、不拡散外交へ強力に取り組まれることを要請するものです。

記。一つ。政府は、非核三原則を堅持するとともに、世界で3,240都市が加盟する平和市長会議において提唱された、2020年までに核兵器の廃絶を目指す2020ビジョンを支持し、その実現に向けて取り組むこと。

二つ、非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。

三つ、核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第3号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書についてを裁決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

#### ◎日程第50 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第50 意見案第4号酪農畜産政策・価格対策に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松田議員。

《平成22年3月16日》

○19番（松田良一君）－登壇－

意見案第4号酪農畜産政策・価格対策に関する意見書について、読み上げて提案いたします。御賛同よろしく申し上げます。

北海道の酪農畜産については、取引乳価の引き上げがあったものの、配合飼料価格の高どまり、枝肉価格の低迷、生乳需給の緩和など、依然として楽観視できない状況にあります。

一方、北海道の生乳生産は全国の50%程度を占めているとともに、畜産についても、乳用種等を初め一定の飼養頭数を有しており、食料の安定供給に大きな役割を担っています。

また、国土の保全や地域経済の維持・発展等に向け、酪農畜産は大きな役割を果たしており、今後とも担い手の安定的な確保が必要であります。

世界の食料需給についても、将来的に逼迫する事態が想定されており、その意味において、食料自給率の向上は喫緊の課題であります。そのためには、食生活において重要な役割を果たしている畜産の安定的生産体制を確立していく必要があります。酪農畜産農家に対する所得確保対策を初め、生産基盤対策、資金対策等の総合的な政策を中長期的視点に立った中で積極的に実施していくことが重要であると考えています。

については、生産現場等における取り組みをより円滑に進めるため、下記のとおり要請いたします。

一つ、食料自給力の向上や地域経済の維持・発展に向けた持続可能な酪農畜産経営の安定的な政策を確立すること。

2、国内の農業政策を安定的かつ着実に実施するため、WTO農業交渉・EPA（FTA）交渉において、我が国の主張が最大限反映されるよう対応すること。

3、担い手の確保に向けて、生産性向上や生産基盤の確立等に関する総合的な政策展開を行うこと。

4、平成23年度以降に導入予定の酪農畜産版の所得補償対策については、酪農経営の再生産の確保と経営安定につながる仕組みに配慮すること。

5、配合飼料価格安定制度の通常補てん基金に係る借入金の償還に当たっては、生産者負担の増加に結びつくことのないよう万全な支援体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出します。

平成22年3月16日。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

議員各位の皆さんの賛同をよろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

《平成22年3月16日》

これより、意見案第4号酪農畜産政策・価格対策に関する意見書についてを裁決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに各省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第51 意見案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第51 意見案第5号児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○14番(阿部君枝君) 一登壇一

意見案第5号児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書。意見書を読み上げて提案をいたします。

児童虐待防止法の制定により、児童相談所の体制強化や市町村における虐待防止ネットワークなど、地域における児童虐待防止に向けた取り組みが進められてきている。一方で、児童相談所の一時保護の増加、児童養護施設からの父母による強引な連れ戻しなど、課題も多く、子供たちを虐待から守るために、今後の早急な対策が求められている。

とりわけ、親権を盾にし、その陰で行われている児童虐待に対しては、新たな法整備が必要である。子供の安全確認や施設責任者の判断の優先化などについて、より実効性のある対応をすべきである。

現行の民法には、親権を全面的に剥奪する親権喪失に関する規定があるが、親権のすべてが無期限に奪われた場合、その後、親子関係を回復することが難しくなるなどの問題点がある。このため、虐待の対応に当たる教育・福祉関係者などからは、より弾力的に親権を制限できる制度を求める声が上がっている。

法務省も、親による子への虐待を防止するため、民法上の親権を制限できる制度を導入する方針を固め、民法の関連規定の見直しについて検討して同法改正を目指していると報じられている。

新たな法整備を行うに当たっては、父母の親権の一時停止や監護権の停止を求める制度とするなど、より弾力的に親権制度を行使できるものとするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(前田篤秀君) これより、提出者に対する質疑を行います。

《平成22年3月16日》



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第5号児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書についてを裁決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を各関係省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第52 議員派遣について

○議長(前田篤秀君) 日程第52 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思っております。

なお、細部については議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については派遣することに決定いたしました。

---

### ◎閉会の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りします。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

---

### ◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) これをもって、平成22年第1回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前11時47分 閉会

《平成22年3月16日》

《平成 2 2 年 3 月 1 6 日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 岩 上 孝 義

署 名 議 員 高 橋 義 認